

## 2 支援費明細書における支援費請求上の留意事項について

事業者が市町村に請求を行うために支援費明細書に記載する際の基本的な計算方法は、以下のとおりである。

○ 「サービス内容」欄には、次の内容ごとに区分して記載する。

- ① 請求の基本となるサービス内容
- ② 請求の基本となるサービスの単価に一定の率（例：居宅介護における深夜等の加算）を乗じることによって、1回、1日又は1月当たりの算定単位額を算出する場合には、当該加算の区分に応じたサービス内容
- ③ 請求の基本となるサービスの単価に②以外の計算方法により加算を行う場合には、当該加算の対象であるサービス内容（例：デイサービスにおける入浴等の加算）

○ 計算過程において1円未満の端数が生じた場合は、四捨五入し、居宅生活支援費は10円未満を、施設訓練等支援費は100円未満を、最後に切り捨てる。

○ 請求の基本となるサービス単価に一定の割合を乗じる場合には、その計算ごとに1円未満の端数処理（四捨五入）を行う。また、1回、1日又は1月当たりの算定単位額を算出する際は、居宅生活支援費は10円未満を、施設訓練等支援費は100円未満を、切り捨てる。

（算定単位額の計算例）

特別区に所在する事業所が居宅介護のサービス提供を行う場合

・ 請求の基本となるサービスの単価

→ 家事援助中心：所要時間30分未満の場合 1,530円

・ 「早朝・夜間」の加算

→ 1回につき100分の25に相当する額を所定額に加算する。

$$\textcircled{1} 1,530\text{円} \times 1.25 = 1,912.5 \quad (\text{四捨五入}) \rightarrow 1,913\text{円}$$

$$\textcircled{2} 1,913\text{円} \times 1.072 = 2,050.7 \quad (10\text{円未満切り捨て}) \rightarrow 2,050\text{円}$$

〔算定単位額〕

○ 居宅生活支援費（居宅介護、デイサービス、短期入所）については、算定単位額に、そのサービス内容ごとの算定回数を乗じることにより、当月算定額を算出し、「当月算定額」欄に記載する。

施設訓練等支援費及び居宅生活支援費（知的障害者地域生活援助）については、月途中の入退所等がない場合は、算定単位額を「当月算定額」欄に記載する。月途中の入退所がある場合には、サービス内容ごとに算定単位額について算定日数により日割り計算を行うことにより、算出した額を、「当月算定額」欄に記載する。

○ サービス内容ごとの当月算定額を合計し、「当月費用の額合計」を算出する。

○ 「当月費用の額合計」から「当月利用者負担額合計」を差し引いた額を支援費請求額とする。

※ 具体的な計算例については、別紙参照。

居宅介護(計算例)

○具体例

支給決定内容	
・支給量	身障 居宅介護(身体介護中心):月22時間
・利用者負担額	本人 100円 (上限1,600円) 扶養義務者 500円 (上限13,500円)
適用単価	
・所要時間30分以上1時間未満の場合	4,020円
・所要時間1時間以上の場合	5,840円に所要時間1時間から計算して所要時間30分増すごとに2,190円を加算した額
・夜間:1回につき100分の25に相当する額を所定額に加算	
・級地:特別区(1000分の1072)	※事業所所在地を特別区とする。

○サービス提供実績記録票記載例

サービス内容		身体介護										
日付	曜日	居宅介護計画			サービス提供時間		算定時間数	派遣人数	利用者負担額		サービス提供者印	利用者確認印
		開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間			本人	扶養義務者		
1	月	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	400	2,000	印	印
2	火											
3	水	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	400	2,000	印	印
4	木											
5	金	18:00	19:00	1	18:00	19:00	1	1	200	1,000	印	印
6	土											
7	日											
8	月	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	400	2,000	印	印
9	火											
10	水	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	200	2,000	印	印
11	木											
12	金	18:00	19:00	1	18:00	19:00	1	1	-	1,000	印	印
13	土											
14	日											
15	月	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	-	2,000	印	印
16	火											
17	水	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	-	1,500	印	印
18	木											
19	金	18:00	19:00	1	18:00	19:00	1	1	-	-	印	印
20	土											
21	日											
22	月	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	-	-	印	印
23	火											
24	水	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	-	-	印	印
25	木											
26	金	18:00	19:00	1	18:00	19:00	1	1	-	-	印	印
27	土											
28	日											
29	月	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	-	-	印	印
30	火											
合計				22			22		1,600	13,500		

2時間利用=9回

1時間利用=4回

○明細書記載例

サービス内容	算定単価	算定回数	当月算定額	摘要
1111212 身障居宅夜間早朝60	(A) 5,380	(B) 4	(C) 21,520	
1111214 身障居宅夜間早朝120	(D) 10,760	(E) 9	(F) 96,840	
当月費用の額合計			(G) 118,360	

利用者負担額単価		利用者負担額	摘要
本人分	100	1,600	
扶養義務者分	500	13,500	
当月利用者負担額 合計		15,100	

当月居宅生活支援費請求額	103,260 円
--------------	-----------

○計算方法

- ① 1時間利用の場合の単価(4,020円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入)

$$4,020 \times 1.25 = 5,025.0 \rightarrow 5,025$$

- ② ①により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)

$$5,025 \times 1.072 = 5,386.8 \rightarrow 5,380 \quad (A)$$

- ③ ②により算出した額に、1時間利用の場合の回数を乗じる。

$$5,380 \times 4 = 21,520 \quad (C)$$

(B)

- ④ 2時間利用の場合の単価(5,840円+2,190円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる(1円未満を四捨五入)

$$(5,840 + 2,190) \times 1.25 = 10,037.5 \rightarrow 10,038$$

- ⑤ ④により算出した額に級地の割合(1.072)を乗じる(10円未満切り捨て)

$$10,038 \times 1.072 = 10,760.7 \rightarrow 10,760 \quad (D)$$

- ⑥ ⑤により算出した額に1時間利用の回数を乗じる。

$$10,760 \times 9 = 96,840 \quad (F)$$

(E)

- ⑦ ③及び⑥により算出した額を合計する。

$$21,520 + 96,840 = 118,360 \quad (G)$$

デイサービス(計算例)

○具体例

支給決定内容	
・支給量	身障 デイサービス 併設型(Ⅱ):月16日
・適用単価	区分3
・利用者負担額 本人	100円(上限1,100円)
扶養義務者	2,500円(上限25,700円)
適用単価	
・併設型身障デイ(Ⅱ)	所要時間4時間未満の場合(区分3) 470円 所要時間4時間以上の場合(区分3) 940円
・送迎加算	550円
・級地:特別区(1000分の1072)	※事業所所在地を特別区とする

扶養義務者の利用者負担額  
→支援費基準による算定額2,100円から  
本人負担分の100円を差し引いた額  
→2,000円

○サービス提供実績記録票

サービス内容		単独型(Ⅰ)											利用者 確認印
日付	曜日	介護計画			サービス提供時間		算定日数	給食	入浴	送迎	利用者負担額		
		計画日数	給食	入浴	送迎	開始時間					終了時間	本人	
1	月	1			2	10:00	16:00	1			2	100	2,000
2	火	1			2	10:00	16:00	1			2	100	2,000
3	水	1			2	10:00	16:00	1			2	100	2,000
4	木	0.5			2	10:00	13:00	0.5			2	50	1,250
5	金												
6	土												
7	日												
8	月	1			2	10:00	16:00	1			2	100	2,000
9	火	1			2	10:00	16:00	1			2	100	2,000
10	水	1			2	10:00	16:00	1			2	100	2,000
11	木	0.5			2	10:00	13:00	0.5			2	50	1,250
12	金												
13	土												
14	日												
15	月	1			2	10:00	16:00	1			2	100	2,000
16	火	1			2	10:00	16:00	1			2	100	2,000
17	水	1			2	10:00	16:00	1			2	100	2,000
18	木	0.5			2	10:00	13:00	0.5			2	50	1,250
19	金												
20	土												
21	日												
22	月	1			2	10:00	16:00	1			2	50	2,000
23	火	1			2	10:00	16:00	1			2		1,950
24	水	1			2	10:00	16:00	1			2		
25	木	0.5			2	10:00	13:00	0.5			2		
26	金												
27	土												
28	日												
29	月	1			2	10:00	16:00	1			2		
30	火	1			2	10:00	16:00	1			2		
合計		16	0	0	36			16	0	0	36	1,100	25,700

○明細書記載例

サービス内容	算定単価額	算定回数	当月算定額	摘要
1122211身障デイ(Ⅰ)併設4H未満	(A) 500	(C) 4	(D) 2,000	
1122212身障デイ(Ⅱ)併設4H以上	(B) 1,000	(E) 14	(F) 14,000	
1121901身障デイ(Ⅰ)加算送迎	(G) 550	(H) 36	(I) 19,800	
当月費用の額合計			(j) 35,800	

利用者負担額単価		利用者負担額	摘要
本人分	100	1,100	
扶養義務者分	2,500	25,700	
当月利用者負担額 合計		26,800	

当月居宅生活支援費請求額	9,000 円
--------------	---------

○計算方法

- ① 所要時間4時間未満の単価(470円)に級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)

$$470 \times 1.072 = 503.8 \rightarrow 500 \text{ (A)}$$

- ② 所要時間4時間以上の単価(940円)に級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)

$$940 \times 1.072 = 1,007.7 \rightarrow 1,000 \text{ (B)}$$

- ③ ①及び②により算出された額にそれぞれの利用回数を乗じる。

$$500 \times 4 = 2,000 \text{ (D)}$$

(C)

$$1,000 \times 14 = 14,000 \text{ (F)}$$

(E)

- ④ 送迎の単価(550円)に利用回数を乗じる。(10円未満切り捨て)

$$550 \times 36 = 19,800 \text{ (I)}$$

(G) (H)

- ⑤ ③及び④により算出した額を合計する。

$$2,000 + 14,000 + 19,800 = 35,800 \text{ (J)}$$



○明細書記載例

サービス内容	算定単価額	算定回数	当月算定額	摘要
2131111知的短期基本宿泊	(A) 8,710	(B) 8	(C) 69,680	
2131112知的短期1/4	(D) 2,170	(E) 1	(F) 2,170	
2131113知的短期2/4	(G) 4,350	(H) 1	(I) 4,350	
2131114知的短期3/4	(J) 6,530	(K) 1	(L) 6,530	
2131901知的短期基本加算送迎	(M) 1,860	(N) 4	(O) 7,440	
当月費用の額合計		(P)	90,170	

利用者負担額単価	利用者負担額	摘要
本人分	100	940
扶養義務者分	1,400	10,300
当月利用者負担額 合計		11,240

当月居宅支援費請求額	78,930 円
------------	----------

○計算方法

- ① 1日利用の単価に、級地の割合(1.072)を乗じる(10円未満切り捨て)  
 $8,130 \times 1.072 = 8,715 \rightarrow 8,710$  (A)
- ② ①により算出した額に、1日利用の回数を乗じる。  
 $8,710 \times 8 = 69,680$  (C)  
(B)
- ③ 1日利用単価に、4時間未満の割合(0.25)を乗じる。(1円未満四捨五入)  
 $8,130 \times 0.25 = 2,032.5 \rightarrow 2,033$
- ④ ③により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる(10円未満切り捨て)  
 $2,033 \times 1.072 = 2,179.3 \rightarrow 2,170$  (D)
- ⑤ ④により算出した額に、4時間未満の利用の回数を乗じる。  
 $2,170 \times 1 = 2,170$  (F)  
(E)
- ⑥ 1日利用単価に、4時間以上8時間未満の割合(0.5)を乗じる。(1円未満四捨五入)  
 $8,130 \times 0.50 = 4,065.0 \rightarrow 4,065$
- ⑦ ⑥により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる(10円未満切り捨て)  
 $4,065 \times 1.072 = 4,357.6 \rightarrow 4,350$  (G)
- ⑧ ⑦により算出した額に、4時間以上8時間未満の利用の回数を乗じる。  
 $4,350 \times 1 = 4,350 \rightarrow 4,350$  (I)  
(H)
- ⑨ 1日利用単価に、8時間以上の割合(0.75)を乗じる。(1円未満四捨五入)  
 $8,130 \times 0.75 = 6,097.5 \rightarrow 6,098$
- ⑩ ⑨により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる(10円未満切り捨て)  
 $6,098 \times 1.072 = 6,537.0 \rightarrow 6,530$  (J)
- ⑪ ⑩により算出した額に、8時間以上の利用の回数を乗じる。  
 $6,530 \times 1 = 6,530$  (L)  
(K)
- ⑫ 送迎加算(1,860円)の単価に利用回数を乗じる。  
 $1,860 \times 4 = 7,440$  (O)  
(M) (N)
- ⑬ ②、⑤、⑧、⑪及び⑫により算出した額を合計する。  
 $69,680 + 2,170 + 4,350 + 6,530 + 7,440$   
 $= 90,170$  (P)

施設(計算例)

○具体例

支給決定内容		
・施設種別	肢体不自由者更生施設(入所)	
・障害程度区分	区分A (重複障害者加算認定)	
・支給期間	3年	
・利用者負担額	本人	0円
	扶養義務者	27,100円
入所した施設の概要及び入所の状況		
・施設種別	肢体不自由者更生施設(公立)	
・定員等	入所定員40人以下の施設(常勤医師配置)	
・級地	特別区	
・入所日	4月6日入所	
・入院日・日数	4/22~4/28	5日間
適用単価等		
・本体単価	(a) 区分A	361,300 円
	(b) 公立	0.965
	(c) 級地(特別区)	1.073
・加算等	(d) 常勤医師加算	18,200 円
	(e) 重複障害者加算	31,900 円
	(f) 入院日数	5
	(g) 当月の在所日数(入院日数除く)	20 ※在所日数:実際に施設にいた日数とする。
	(h) 当月の入所日数(入院日数含む)	25 ※入所日数:実際に施設にいた日数ではなく、施設に在籍した日数とする。(入院中も在籍となる。)
	(i) 当月の日数	30
	(j) 入所時加算	22,500 円



施設(計算例)

○明細書記載例

サービス内容	算定単価	算定日数	当月算定額	摘要
1311150身障肢体更生小規模基本公立	(l) 374,100	20 / 30	(m) 249,400	
入院 <small>上記の算定単価の80/100</small>	(n) 299,200	5 / 30	(o) 49,800	
1311913身障肢体更生小規模加算常勤医	(p) 19,500	25 / 30	(q) 16,200	
1310944身障肢体更生共通加算重複障害	(e) 31,900	20 / 30	(r) 21,200	
1310911身障肢体更生共通加算入所時			(j) 22,500	
合計			(s) 359,100	

利用者負担額単価	利用者負担額	摘要
本人分	0	
扶養義務者分	27,100 20/30	18,000
当月利用者負担額 合計	18,000	

当月施設訓練等支援費請求額	341,100 円
---------------	-----------

○計算方法

① 基本となる単価に公立の率を乗じる。(1円未満四捨五入)

(a) (b)

$$361,300 \times 0.965 = 348,655$$

② ①により算出された額に級地を乗じる。(100円未満切り捨て)

(c)

$$348,655 \times 1.073 = 374,100 \text{ (l)}$$

③ ②で算出した本体の算定単価を日割り計算(入院日を除く在所日数の金額を算出)(100円未満切り捨て)

(l) (g) (i)

$$374,100 \times 20 / 30 = 249,400 \text{ (m)}$$

④ ②で算出した本体の算定単価に80/100を乗じて、本体の入院時の算定単価を算出(100円未満切り捨て)

(l)

$$374,100 \times 80 / 100 = 299,200 \text{ (n)}$$

⑤ ④で算出した本体の入院時の算定単価を日割り計算(80/100を算定する5日分の金額を算出)

(n) (f) (i)

(100円未満切り捨て)

$$299,200 \times 5 / 30 = 49,800 \text{ (o)}$$

⑦ 常勤医師加算単価に級地を乗じて常勤医師加算の算定単価を算出(100円未満切り捨て)

(d) (c)

$$18,200 \times 1.073 = 19,500 \text{ (p)}$$

⑧ 常勤医師加算は、入院中も100%支払われるため、入院中も含めた入所日数の金額を算出する。

(p) (h) (i)

$$19,500 \times 25 / 30 = 16,200 \text{ (q)}$$

⑨ 重複障害者加算単価を日割り計算(100円未満切り捨て)

(e) (g) (i)

$$31,900 \times 20 / 30 = 21,200 \text{ (r)}$$

⑩ ③、⑤、⑧及び⑨により算定した額を合計する。

(m) (o) (q) (r) (j) (s)

$$249,400 + 49,800 + 16,200 + 21,200 + 22,500 = 359,100$$